

平成29年度第7回原町区地域協議会 会議録

<地域協議会の日時・場所>

1 日 時 平成30年2月5日(月)
開始 13時30分
終了 15時50分

2 場 所 市役所本庁舎2階正庁

【 会 議 録 】

1 開会

■事務局

皆さんこんにちは。定刻前でございますが、本日、ご出席との報告を頂いている方全員の方がお揃いでございますので、地域協議会を始めさせていただきたいと思いますが、まず次第の裏面のほうをご覧いただきたいと思います。本日欠席の連絡を頂いている委員につきましては、渋佐委員、山本委員、森本委員、永岡委員、そして鈴木委員でございます。それでは、ただいまより、第7回目の原町区地域協議会を始めさせていただきます。会議の成立要件でございますが、本日15名中10名の方の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告申し上げます。それでは次第2会長からごあいさつを頂きたいと思います。

【出席委員名】 10名

鈴木 進一、門馬 エイ子、高田 光吉、五十嵐 章、
濱田 賢次、廣瀬 要人、小林 正人、山城 雅昭、
島村 哲哉、高倉 紀子

【欠席委員名】 5名

山本 昭彦、 長岡 貴志、鈴木 清重、森岡 和人、渋佐 克之

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 会議録署名人の指名

■会長

署名委員の指名ですが、五十嵐委員、濱田委員の2人をお願いします。

(2) 書記の指名

■会長

続いて書記の指名ですが、米田主事をお願いします。

(3) 報告事項

■会長

それでは、報告事項に入ります。報告事項①南相馬市保健計画2018（案）について担当課より説明をお願いいたします。

■健康づくり課長補佐

(説明)

■会長

ただ今の説明について何かご質問はありますか。では、私から一つ。5ページなのですが、②の保健計画策定会議（庁内）ありますが、これは、下の説明を見ますと、「市の関係部署間の調整を行う組織であり、政策事業も取りまとめた計画素案を作成し、保健計画、策定委員会に提案します。」とありますが、これは、保健計画策定庁内検討委員会のことではないのかなど。そして、③の保健計画策定庁内検討委員会は、下の説明からすると学識経験者や地域団体関係機関で構成しますというふうにあるので、庁内検討委員会ではなくて、こちらが保健計画策定委員会のことではないのかなっていうふうに思うのですが、どうなのでしょうか。

■健康づくり課長補佐

今お話ありましたように、②については、まずは庁内の関係する部署の課長に集まっていたいただき、その計画内容的なものについて色々な意見を伺う会となっております。③については、②でいただいた内容について本格的に協議をいただくような形になってございまして、まずは、その保健計画策定庁内検討委員会のほうでまとめた部分について協議検討を行って市長の方に提案していただくこととなりますので、確かにこれになりますと、会長が只今おっしゃったように、中身とはちょっと違うかなというのがありますので、この辺をちょっと整理させていただければと思います。

■会長

はい。5ページの②、③についてですが、表題と中身が入れ間違いになっているのではないのかと思うんです。その点について直せるところがあれば直しておいたほうがいいかと思います。

■健康づくり課長補佐

わかりました。ありがとうございました。

■五十嵐委員

資料の2の前の計画に基づいた達成度評価で、37項目の達成度が記載になっておりますけども、その中のまず1番の目標未達成というふうなところに健康づくり推進体制が未達成だとありますが、通常、体制があって初めて目標が達成できるものなのではないでしょうか。その体制づくりが未達成だっているということは、この内容的にはどうなのでしょう。それと万が一、体制がきちんとできないという場合、その体制を直していくというのがいいんじゃないかなと。そうすると、もっと目標

達成できるのではないかなというふうに思います。この推進体制のことについてご説明いただけますでしょうか。

■健康づくり課長補佐

こちらの①のほうの部分での未達成の中身でございますが、健康づくり推進体制の中の健康運動普及サポーターの数が目標に満たなかったというふうなことでございます。一応、養成講座を行ってはいるんですけども、その養成講座に応募していただく方が、なかなか集まらないという現状に加えて、現会員の方が高齢化になっているということ。さらには、家庭の問題等で、お辞めになる方もいらっしやいました。以上のことから、一定の会員数を満たさなかったという点で目標に未達成ということになりました。このサポーター数について、満たしていないという中身の内容でございます。

■廣瀬委員

この計画に基づいて、P D C Aのサイクルで評価をし、場合によっては途中で、計画の見直しをすると大変望ましいことだなというふうに思っておりますので、ぜひこれは実践し、市民にもできるだけ情報を開示していただければなというふうに思っております。1点だけ質問をさせていただきますが、70ページの、南相馬市保健計画策定委員について、保健計画については児童生徒の保健健康福祉に携わっている関係者が入っていないんですね。児童生徒については、学校教育でかなり力を入れて保健教育をしているわけでありまして、ここに少なくとも養護教諭の代表ぐらいは入れて教育委員会との連携を図りながら推進していくということが、求められるのではないかなというふうに思いますが、何か意図があるのかなというふうに思いますけれどもその辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

■健康づくり課長補佐

まず、教育委員会関係につきましてですけども、素案の段階での庁内検討委員会、こちらのほうにはですね、学校教育課長も入っていただいているということになります。また、策定委員会のほうにつきましては、小中学校のP T A連絡協議会、こちらの代表が入っていただいて、それぞれのご意見は頂けているのではないかと考えております。しかしながら今、廣瀬委員からありましたように、今後を策定するに当たっては、そのようなことも踏まえた形で委員構成を行っていきたいと考えております。

■廣瀬委員

学校においては、教育活動の全般にわたってこの保健活動を実施しているわけでありまして、まして市民に占めるこの児童生徒の割合はかなり大きいんですね、それを踏まえてP T Aではなくて、学校で実際に保健指導に当たっている責任者をここに置いて、幅広く、この計画が推進できるようご配慮をお願いしたいなというふうに思っております。

■高田委員

資料の3番で何点か質問します。まず、28ページについて、どのように捉えているのか、今後の見通しをお聞かせ願いたい。それから、同じ資料の56ページ、

この中に食生活改善推進協議会というのが、いつの段階から変わったのかは分かりませんが、南相馬市にはこのような組織があるんですね。かつては各行政区から推薦を出していたが、近年これが無くなっていた。かつてのこの組織がどのように展開して無くなってしまったのか、その辺の説明をお願いしたい。それから、59ページから60-61ページに関わりますけども、自殺予防の推進体制の強化ということで、専門員職員の配置とあるんですが、これは具体的にどのような資格を持った人を配置するのかお尋ねしたいと思います。

■健康づくり課長補佐

まず、28ページの被災した市民の心身の健康支援の継続ということでございます。これに関しましては、まず、仮設住宅がそれぞれ集約されるということで、借り上げ住宅や復興住宅に被災した方々が移っていくということがございます。それぞれの環境変化について心身的な部分でケアをできるように引き続き訪問や相談といった被災市民の健康支援をしていきたいなというふうに考えているところでございます。続きまして、56ページの中の食生活改善推進員の関係のご質問ですが、こちらにつきましては、震災前から食生活改善推進協議会というのがございまして、地域において、郷土料理や食に関して地域における教育活動を行って頂いているという団体でございます。なお以前から推進員を各行政区のほうからというふうなことをお話いただきましたが、どのような経緯から現状に至るのか、私の方で勉強不足で把握しておりませんでした。こちらの食生活改善推進協議会のほうについては、各地域いろんな方々が集まっていた上で市の行政と一緒に食育等の活動を地域に根差した形で実施していただいているという状況がございます。続きまして59ページの自殺予防対策の専任の職員の配置でございますが、2019年度から職員配置による体制整備というふうなことを掲げてございますが、まず、自殺予防に関しては、心の関係等を勉強していかなければならないと思います。その中で健康づくり課の中にそのような専門的知識を持つ職員を養成していきたいと考えております。今現在、心の相談会を事業の中で実施しておりまして、精神保健を健康づくり課の中で保健師が担っている部分がございますので、こういった専門的なものを担えるような職員を養成していきながら配置していければと考えているところでございます。

■高田委員

これは具体的にどのような方法で会員を集めているのか。行政区にはそういった要請はありませんので。現在ある組織が例えば、人数的にどのくらいなのか。それから、1番目の質問は、財政措置が打ち切られたということを仮定すれば、それを補てんするためにどうするのか。こういった問題については、やっぱり優先的に確保しながらこれを継続していくということを絶対に求めるべきです。そういう意味で、この場所に限って言えば、見通しはどうですかということを知っているんですよ。

■健康づくり課長補佐

まず、食生活改善推進員でございますけども、こちらにつきましては広報紙やホームページで応募している状況でございます。応募いただいた方に、まず、いろいろと食育、食に関する栄養等について、全部9回ほどの養成講座を行いながら、養成を行っていくということでございます。その後、協議会のほうに加入を

していただき、それぞれ各地域において食に関する活動を行っていただいている状況でございます。

この部分がなかなかちょっと集まらなかったというふうな部分も今現在ございまして、応募している状況で、構成的には、一般の方もいらっしゃいますし、40代 50代の方々もいらっしゃいます。また、男性の方も応募いただいて、会員になって頂いております。続きまして、そちらの被災者支援のほうでございしますが、財政のほうの要望を国へ継続という形でしていくこととなりますが、ある程度の財政的なものがつかなくなるということもあるかもしれません。今後、そういった中でも健康づくり課といたしましては、心身の部分で寄り添った形の支援を継続していければなというふうに考えているところでございます。また、あと食生活改善のほうで、以前の関係でございしますが、ご答弁できなくて申し訳ありませんが、そちらのほうについては詳しく調査した後に事務局のほうを通じて経緯についてお知らせできればと考えております。

■高田委員

今、何名くらいいるのですか。

■健康づくり課長補佐

全部で90近くの定員で、今現在は10名程度の会員となっております。

■会長

まだまだ意見言いたい方もいらっしゃるかと思うのですが、先ほど申しあげましたとおり、時間の制約もございますので、この件については以上で終わりにさせていただきます。どうもご苦労さまでした。次に、報告事項②第5期障害者計画、障害福祉計画、第1期障害児福祉計画（案）について、担当課から説明をお願いいたします。説明していただくに当たって、時間がございませんので、できるだけ短くわかりやすくということで、よろしくをお願いいたします。

■社会福祉課長

（説明）

■会長

各委員の方々からの質問をどうぞ。

■高田委員

前から3枚目の資料で1番下に、障害の表記についての文がありますよね。これは庁内的にこれ以外でもこの表現については統一してやっているという理解でよろしいですか。それから、60ページの地域自立支援協議会は、南相馬市と飯館村がなぜ一緒にやっているのか説明をお願いします。それから最後ですが、78ページの④避難訓練の実施要綱の中の自主防災組織は市内では、ほとんどの行政区で出来ているんですよね。ところが、行政区はこれを結成すると市のほうに届出を出しますが、財政的な支援は何もない。研修会等も一度もない。この文言からいうと、その組織が一定程度この稼働率が動いているという理解の上に立って、この文章書かれていると思うんですが。実際は、市から支援は全くないのです。ですから、こういうことで自主防災組織の協力を求めていくということであれば、

まず、その辺の実態を所管のところでおそらく把握してないと思うので、この辺についてどういう考えなのでしょうか。

■社会福祉課障害福祉係長

まず第1点目の表記についてでございますが、こちらの表記につきましては、本計画のみならず、公文書として発送する際にもこのような記載の方法で取り扱っております。次に、2点目の自立支援協議会の設置についてでございますが、こちらにつきましては、本計画、資料編というふうな形で整理させていただいておりますが、114 ページになります。飯館村のほうには、相談支援事業所がないという実情もございまして、飯館村と共同で現在、自立支援協議会を立ち上げて福祉サービスの向上について検討しているということでございます。続きまして、3点目の自主防災組織の現状についてでございますが、こちらのほうにつきましては、本計画のほうを策定していくに当たって、関係する担当課のほうに事前に確認をいただいているところでございます。本日、委員の方から頂いたご意見、現状等につきましては、今後、関係課の方へ持ち帰りまして、計画の基本計画のほうの推進実現に向けて、再度、協議検討を重ねていきたいと考えております。

■高田委員

115 ページの要綱の中で、第12条で負担金の精算というのがあるんだけど、要するに、南相馬と飯館村で負担金を出して、この協議会を運営する。そうすると、12条においては、予算に残額が出た場合については飯館村の負担金の額を翌年度に精算するとある。南相馬市の場合は記載がないが、どのような扱いになるのか。

■社会福祉課長

先ほどの自立支援協議会の部分とあわせてお話をさせていただきたいと思いますが、南相馬市と飯館村について、障害のある方が相談をする際に、各地域で対応する際に、広域であったほうが良いということでこのような協議会を設置しております。南相馬市のほうでは、事務局を担っておりまして、通常の作業の事業をする中で、飯館村も含めてやっているということなので、経費の部分については、必要な部分を飯館村さんからいただくということでやらさせていただいております。例えば、超勤手当や事務費、そういったものにかかわるものを毎年度精算をします。余った分足りない分については、戻したり頂いたりして、そうした中で経費について、南相馬市の職員がやっている部分を飯館村のほうから経済的な部分で支援をしていただいているというような形でございます。

■廣瀬委員

二点だけお伺いします。まず一点は、南相馬市の鹿島区に特別支援学校が設置されると聞いております。大変期待のもてる事業だなというふうに思っておりますが、この計画の中では、鹿島区に設置される特別支援学校についてはどういう位置づけになっているのか。二点目でありますけれども、防災FMラジオが閉局されるという噂を聞いております。77 ページではこの防災ラジオの配布と、若干触れているんですが、この震災復興において防災FMラジオの果たしてきた役割は極めて大きかったのではないかなというふうに思っておりますけれども、防災FMラジオの閉局が事実ならば、その経緯等についてご説明をいただきたいというふうに思いま

す。

■社会福祉課長

まず1点目の鹿島区にできる支援学校につきましては、現在相双地区にあるものが移転されるということでございますので、特にその移転されることについての記載は、ありません。県立の学校として相馬においてあるものが建物の統廃合と庁舎新築等を兼ねて、鹿島区に建設されるということでございます。これらについての計画については従来と変わりはありません。ただ、南相馬市の鹿島区にできることによって、利便性が高まったり、再度の計画の中に盛り込んだり、する必要が出てくると思いますので、今回は3年間の計画ではありますが、今後必要に応じては、そういった内容を盛り込む必要はあるかと思えます。あと2点目のFMラジオの件でございます。今回、この77ページのほうには災害時の情報提供の体制ということで、あらゆる情報メディアは活用したいと思っておりますが、FMラジオが閉局されることについては、経済的な部分や支援体制等の別の要素があるかと思えます。私たちのほうでは可能な限り活用できるメディアは活用して災害時の対応を図っていきたくて考えています。現在南相馬チャンネルについては、まだある程度一定期間まで継続されるということでありますので、その使い分けは図っていく必要があるかと思えますので、災害時に情報提供できるものについては、最大限に利活用していきたくて考えています。また、閉局については、新聞記事のとおりとなっております。福祉サイドとして、ラジオを全面的に活用していきたくて思いますが、諸事情により、そういうことでありますので、それ以外の活用できる部分で対応していきたくて考えています。

■山城委員

南相馬チャンネルやラジオに関係すると思えますが、視聴率等によって運営が左右されると思えますが、視聴率とかはどうなのでしょう。

■社会福祉課長

大変申し訳ありませんが、私たちのほうでその情報を収集することはしておりませんので、これは別な担当課から情報提供をする必要があるかと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

■山城委員

総務課の方へお伺いします。どのような経緯でラジオ等については閉局となったのでしょうか。

■総務課長

今上がっている計画とはまた話がちょっとずれてきている中身だと思えますが、FMラジオが閉局になった経緯については、総務課でも照会しておりませんので明確にはご説明いたしかねますが、担当課の危機管理課で予算的・人的な問題等々からそのような結果で最終的に判断されたものだと思っております。また、南相馬チャンネルの視聴率に関しては、集計はされておられません。そもそも南相馬チャンネルの見える地域と見えない地域があるという状況になってございます。その中で、南相馬チャンネルをご覧になっているかどうかのアンケートはとっておりますが、実際、視聴率については、現時点では担当課情報政策課の方でも把握

していないという状況でございます。

■山城委員

私見ですけれど、FMのほうがよく聞いていて、南相馬チャンネルのほうは拝見していないという現状でございます。

■会長

ほかの委員からございませんか。以上でこの案件については終わりといいたします。

次に報告事項③の南相馬市高齢者総合計画（案）について担当課より説明をお願いいたします。

■長寿福祉課係長

（説明）

■会長

ただ今の説明について質問を受けたいと思います。

■廣瀬委員

説明で驚いておりますのは、原町三中学区内に住んでいる高齢者の各種機能がほとんど他地区より落ち込んでいると。これらの原町三中学区だけがこのような状況を示している原因は何なのか。それに対して、市としてはどんな対策をとっているのかあるいはとろうとしているのか。お答えをいただきたいと思います。

■長寿福祉課係長

今ほど委員からありました原因でございますが、アンケートの中身からすると先ほど59パーセントの回答ということで説明させていただきましたが、比較的、三中学区の方が回答者に多かったということでもございませでした。各部会及び懇談会の中でも、このアンケート結果についてなぜ三中学区が多いのか話は出てきておりました。今後、三中学区に特化いたしまして、今後はそのような数値を下げるために、介護予防の視点で高齢者の方が閉じこもりにならず、元気に外に出てくるようなサロンであったり運動の教室等の事業展開をしながら運動機能の低下、閉じこもり、防止転倒リスク及び口腔栄養につきまして、いろいろな事業の組み合わせをしながら展開していきたいと考えているところでございます。

分析といたしましては、どうしても細かいところまでの詳細を分かりませんが、現状として三中学区において、高齢者の方でアンケートいただいた方に比較的そういう状況の方が多いということで、担当のほうで分析しているという状況となっております。

■廣瀬委員

三中学区に割合が多いという理由としてたまたまだというのは、アンケートの客観性を否定していると思います。アンケートはこの地区の高齢者の実態を表していると思いますので、よく分析していただきたいと思います。

■長寿福祉課係長

地域としてどのような現状があるのか。地域にお邪魔して現状を把握していく所存です。

■高田委員

細かい問題ですが4点ほどお聞きします。

まず、59 ページの敬老祝金の制度が悪くなっていると思います。さらに、今、支給対象者の見直しをするとすると、さらに条件が悪くなると思います。具体的にどのようなことを考えているのか。それから、63 ページの11番、高齢者世帯等へのごみの戸別回収は、良い事だとは思いますが、現在の収集体制に $+\alpha$ ですから、実際には大変な作業だと思えます。例えば、現在の環境推進員は大抵、区長が担っているわけですから、そこに何かほかの作業をとると負担が多くなるのではないかと。どのようなことを想定しているのかお聞かせ願いたいです。それから、66 ページ(4)の成年後見制度ですが、いろいろと問題が起きてます。実際やるとなると難しいのでしょうけども、南相馬市の中で、現在、どれくらいいるのか。審判請求の要件緩和や後見人等への公費による報酬扶助を実施していくとあるが、この辺の具体的内容について、お伺いしたいと思えます。それから最後に、69 ページの南相馬市の地域包括支援センターの人員配置の問題について、この要件が増えてくると思えますので、今後の考え方について説明願います。

■長寿福祉課係長

まず一点目の敬老祝金でございますが、状況が悪くなっているというようなお話もありましたが、今現在、77歳、88歳につきましては現金支給ということで1万円支給しております。99歳につきましては、1万円相当の商品券のほうを支給しております。100歳につきましては、現金10万円と賀寿状のほうを贈呈している状況となっております。今現在でも40数名の方が100歳の方で、元気に過ごされている方がいらっしゃいます。59ページの表を見ても多いことがわかります。今後は100歳が増えてくることが分かります。そちらを比較すると、やはり今後は、平均寿命も80歳を超えてきているということで、祝金については、必要性について今後検討していく必要があるのではないかということで、懇談会でも意見が出されたという状況となっております。現在で、これを縮小するのかがどうするのかは今後また意見を聞きながら検討していく状況となっております。続いて63ページのごみの戸別回収の推進でございますが、ごみの個別回収についてですが、ほかの自治体で行われている例をみると、集積所まで持っていくのが大変だという方について、事前に申請をしてもらい、なおかつ玄関先においていただければ、集積にうかがうような形がとられています。そのような例を基に検討していく予定です。あと、地域包括ケアシステムの部分に関連してくるかと思えますけれども、行政のほうでやる部分とあわせて今後ますます高齢化が進むにつれて、比較的軽微なもので誰かの手助けをすればできるようなものについては、その地域の方で話し合いを通じて助け合い活動の中で、地域でケアしていくようなことも考え方の一つとしてあります。あと、3点目は成年後見についてですが、何人くらいいるかということでございましたが、こちらのほうに記載している部分については、市民後見の部分と、あと市町村長が担う首長後見がございます。こちらに記載している部分については、市町村長の首長後見のことになります。実際に、今ほど進めている案件というのは、首長後見の部分では2件ほど進めている部分がございます。2点目の審判請求の要件緩和あるいは後見人等への公費

による報酬扶助ということでございますけれども、こちらの内容は具体的には、今、申し上げた首長後見の審判請求に当たって、対象者となる方について、まず、親族調査をやりまして、四親等以内の方がいらっしゃるのかどうかということで、戸籍等を調査しながら進めて、その親族の方がどうしても審判請求できない場合には、首長後見を進め、審判請求を進める中身になっております。今まで四親等というくくりの中で、進めていたものについて二親等に要件を緩和して審判請求を進めていくという中身になっております。もう一点の後見人等への公費による扶助でございますが、こちらについては、後見人がやられた仕事に対して、裁判所のほうに年度末一括で報告し、その報告に基づいて後見人の方への報酬が決定されます。決定された報酬について、生活保護程度の生活をされている方については、報酬自体がお支払いできないというようなこともあって、この制度自体を利用されない現状がありました。ですので、後見人の方へ支払うべき報酬について、生活保護程度の方であれば、市のほうでその報酬について、月額上限2万8,000円で補助をする中身になってございます。四点目の包括支援センターの人員については、年2回の包括支援センターの運営協議会の場で協議をいただきますし、今現在、高齢者が増えておりまして、地域包括支援センターに対する相談件数についても1割程度を増えているという状況もございます。その状況をお聞きしながら、人員については、適宜、増員も含めて検討して進めているところでございます。

■ 会長

他にありますか。

■ 山城委員

41 ページにありますように、高齢化のスピードはものすごいスピードで2025年には45%ぐらいになるんじゃないかというところまできております。これで二つ、私が心配するのは、今も既に養護老人ホーム施設等での人員不足です。外国の方を採用して対応するというようなことは今後どういう施策が出てくるのか。また、これだけの高齢化率となりますと、高齢者が高齢者を支えるということで、それはまた働く年齢を高く上げてサポートするということも必要なんですよ。例として、アメリカでの高齢者ユートピア構想というすばらしいことをやっている町があります。こういうのも一つの良い例だと思うんですけど、南相馬市でそういう抜本的な対策をやるような施策を考えているのでしょうか。

■ 長寿福祉課係長

今ほど委員のほうからお話ありますとおり、特別養護老人ホーム含め、それぞれ介護施設関係で人材が少なく受け入れもなかなか難しい状況もあるということをお伺っております。市のほうといたしましても、今回の計画にもものせておりますが、介護職員初任者研修を人材育成を目的に、面接会も年2回ほど開催しております。来年度は居宅と訪問系を分けて面接会を4回ほど開催しようと考えております。初任者研修、面接会などを開催しながら、スタッフ不足の解消というところで行っておりますが、就業にも繋がっていることからある程度一定の効果はあるのかなというふうにご考えておまして、次年度も継続してやっていきたいと考えております。外国人の雇用については、以前事業所にお話を伺ったところ、言葉の壁であったり、なかなか引き継ぎ対応がうまくできないというような問題

もあるとのことでしたので、今後は、事業所の定例会で外国人の雇用だったり、受け入れのほうで意見交換しながら、今後検討していきたいと考えております。2点目の各地区での発表会ということで、今回の懇談会の中、計画策定の中でもありましたとおり、今回のこの計画自体もなかなか市民の方が理解していない状況もあるという声がありまして、出前講座等も活用しながら、計画も含めてPRする必要があるのではないかと考えております。また、委員がおっしゃったとおりイベントも各地区で取り入れられることがあれば、そこで取り入れてもらうようなことも一つ、お話としては大変いいことかと思っております。連携をとって地域全体が明るくなるようにしていきたいというふうに考えております。3点目の高齢者が高齢者を支えるというような話がありましたが、先ほど言った太田地区をモデルにして、別な地域において発表したりとかお話しする機会を設けたりしながら、何かしら取り入れてもらえたらいいなと思っております。いろんな幅広い視点から意見交換をしながら、お互いが協働できるようなところは協働しながら、今後進めていくということで、太田地区を発信に進めていきたいというふうに考えております。委員から今いただいた意見を今後の事業展開に反映していきたいと考えてます。

■会長

報告事項③の会議については以上で終わりにさせていただきます。ご苦労様でした。

ここで休憩の前に、報告事項①の保健計画について先ほどお答えできなかった部分について調べて、回答を準備してきましたということですので、その報告をお願いいたし、ここでこの案件については終了とします。

■健康づくり課長補佐

先ほど食生活改善推進員の関係で明確なご答弁できなくて大変申し訳ございませんでした。戻りまして調べました結果についてご説明させていただきたいと思っております。食生活改善推進員につきましては、国が昭和35年に推進の要請をしましょうとのことで推進を要請した上で協議会をボランティアとして組織していくべきでしょうということで、全国に広まった経過がございます。その中で、当市において推進委員をボランティアでというのはなかなか難しいということから各行政区にお願いをして推薦をいただいて活動してきたという経過がございました。この中で、活動の内容がだんだんと定着してきたというようなこと。さらには、会員数もある程度の人数がそろってきたというようなことを踏まえて、平成15年から本来、国が推奨していたボランティア団体という形にしていきたいと思います。これまでもお願いしてきた部分ではなくてボランティア団体の育成という形に変更させて頂いたということがございます。

■会長

ありがとうございました。では、ここで休憩時間を5分間とります。15時10分再開とします。

<休 憩>

■会長

それでは、再開致します。報告事項の④に入ります。南相馬市帰還準備、旅館宿泊支援事業の終了、同実施要綱の廃止について担当課から説明をお願い致します。

■建築住宅課長および係長
(説明)

■会長

今の説明について質問を受けます。

■高田委員

資料3の2ページ第9条及び第10条これに抵触した人があれば、何件ぐらいかお答えください。

■住宅支援係長

この禁止事項に抵触した例はございません。

■会長

その他質問ございませんので、以上で終わりいたします。

■会長

では、次に報告事項の⑤小高区商業施設整備事業について担当課から説明をお願いします。

■小高区商工観光係長
(説明)

■会長

ただ今のご説明について何か質問等ございましたら。

■小林委員

大きく分けて2点ほど確認させていただきたい部分がございます。まず計画に関して事業費3億の鉄骨造り平屋建てということで大変立派な建物かなと思うんですけれども、どれくらいの年数の運用を見込んでいるのかというのをちょっとお伺いしたいです。これだけ大きな建物ですので、小高区の中心的な商業施設という形になってくるかと思えます。例えば富岡側のほうでも聞いているんですけれども、ヨークベニマルができて、地元の小売業がなかなか出店できないという事情もちょっと伺っています。そういった地元の復興のむしろ妨げにならないか、もし新規参入したいというところがあれば早く撤退ができるような体制がとれているのかというのをお伺いしたいです。もう1点といたしまして、これのランニングコストとしてどれくらいかかってくるのかという点です。どうしても店をやるということで、これから指定管理業者さんのほうで仕入れをやって売上げを上げていくという形になってくると思うんですけれども、電気代や人件費がかかるかと思えますので、そういったところでいきなり黒字を予定するのは難し

いのではないかと思います。そういったところの赤字はどこが持つかというのも確認させていただきたいです。

■小高区商工観光係長

何年で撤退と回答は申し上げられないところではありますが、もちろん、民間の事業者が参入してきたときには、公設の施設のあり方は考えるべきところではあると思います。補助金で建てておりますので、県の意見も踏まえ、10年を行うということで進めております。このことについては、今後の検討課題ではあると考えております。あと、これまでに大きな商業者や地元の業者に再三再開や新規出店をお願いした上で、現在でも1件も出店がないという状況です。市としましては、今後、赤字は十分あり得る施設だとは思いますが。試算のほうは、スーパーマーケット協会の統計や中小企業診断士の指導をもとに収支をまとめております。現在のところは、まだ予算は確定しておりませんが、公設の商業施設については、電気料等の補助について、市が補助した分の、2分の1が県から交付される補助金がありますので、その補助金を現在検討して収支積算しているところです。

■小林委員

最低でも10年ということでした。もう既に着工をされているってことだったのでここで言っても難しいことなのかもしれませんが、例えば、街なかエンガワ商店の機能拡充や既存の建物の改築等で柔軟に対応することはできないのかなとちょっと考えました。あとランニングコスト等に関しても、ぜひとも出していただきたいです。恐らく今後財政圧迫してくる一つの形になってくるかと思えますので、そこは市民の理解を得ながら進めていったほうがよいのではないかと考えます。提案の一つとして挙げさせていただきます。

■小高区商工観光係長

まず、先ほど言われた東町エンガワ商店の拡充という件ですけれども、エンガワ商店については完全委託で行っています。商業施設ができるまでの間の仮設店舗として設置したものですので、運営商業施設の設置が終わりましたら、仮設店舗が終了する予定です。あと、このランニングコスト、補助金等については理解を求めてまいりたいと思います。

■高田委員

6ページについて小高の地域協議会で答申は出ていますが、小高の協議会の中での意見や要望があればお聞かせいただきたい。それから2ページ中で、条例の概要(3)事業内容について、要するに地域住民の交流の場の提供、各地域情報の発信ということで、具体的にどのような内容になるのか、今現在の考えで答えいただきたい。

■小高区商工観光係長

さきに行われました諮問の時には、同じご質問がありまして、地域住民交流の場の提供に関することとは、どういったことですかということと、小高のほうでは復興拠点施設をつくっておりますので、どういう違いがあるんですかというような質問がございました。2番目の質問の回答にはなりますけれども、ま

ず公の施設となりますと、住民の福祉を目的とするということがあるものですから、商業機能だけでは公の施設になりませんので、店舗内にコミュニティースペースを設け、このスペースを交流の場として、買い物時にご利用いただけるようにということで場所を設けました。今後、指定管理者に応募いただくときに、その使い方等も指定管理者さんの意向等もありますので、それを取り入れてまいりたいと思います。あと地域情報の発信に関するということというのは、広報紙や観光パンフレット等を配置して小高区の情報発信していただくということで進めてまいります。

■五十嵐委員

ランニングコストが気になったのですが、4月に指定管理者を選定する場合、どれだけの赤字が算出されるのか分からない状況でなお採算が合わないようなことが見込まれる状況で指定管理者が入ってくるのでしょうか。

■小高区商工観光係長

現在、この指定管理者の要綱作成中です。もちろん収支について積算もしてございます。店舗運営に対しては、ランニングコストで電気量が多いものですから、電気料を補助し指定管理者が安心して運営できるような方法で進めたいと考えております。予算のほうは、この場では控えさせていただきたいと思います。

■五十嵐委員

今の話からしますと、テナントが入られた場合に、売り上げ保証や損失補償をなさるつもりなんでしょうか。

■小高区商工観光係長

はい。損失の補てん等いろいろ考えたところではあるんですけども、先ほど申し上げておりますとおり電気料の補助ということで進めてございます

■濱田委員

一市民としてはですね、これからどれだけの税金が使われることになるのかというのが心配なんです。

■会長

皆さんがお聞きしたいことは共通していると思いますが、予算についてはどのようなものになるのでしょうか。

■総務課長

今皆さん、維持管理費について1,000万ほどなのかあるいは、3,000万ほどかかるのかというのが恐らく質問の趣旨だと思います。今担当係長のほうからご説明したとおり、指定管理の中の要綱の中では、その部分の金額が明記されて出てくるといことなんです、現在30年度の予算につきましては、内部の決定もされてないという状況でございます。その中で、大体の金額のみがここでひとり歩きしていくことは避けたいと思いますので、明確な回答は申し上げることは致しかねます。その点についてご理解いただきたいと思います。

■会長

では、ここで報告案件については終了とさせていただきます。次に（４）その他に移ります。何か皆さんでございますか。ないようですので、次第４のその他に移ります。事務局よりどうぞ。

4 その他

■事務局

前回の第6回地域協議会で、高平地区の国道6号の歩道橋に関して、歩行者が通れないように、ベニヤで塞いでいるがそれが非常に腐食して子供たちが入ったりすると危ないからということで、そこを対応してほしいというご要望がございました。生活環境課の交通安全計画のパブリックコメントに関連してということでのご質問、ご意見ということでしたので、生活環境課・土木課へ話をつなぎました。土木課のほうから管轄しているいわき国道工事事務所に連絡をしまして、修繕の要望をしたところでございます。いわき国道工事事務所からは、2月中には、新たなベニヤを設置して中に入れたいようにしたいということの回答がございました。それから大鹿仮設住宅の防球ネットの破損についてということで、その他の項目で山城委員から、その防球ネットが破れている場所があつて非常に見た目もよくないので、修繕をしたほうがいいと。また破れないような工夫があつたらなということのご意見もいただきましたので、こちらのほうで担当課の建築住宅課に話をつなぎまして、回答をいただいたところです。その回答としては、基本的に管理は県なので、その都度、修繕を依頼して対応はしているということなので、すぐに対応して修繕しますということでした。もう一つは、もっと破損しないようなやり方ということで、それも県のほうでも試してみたいんですが、あまり頑丈にすると逆に倒れた時に被害が大きくなるということで、試行錯誤して現状のもので対応しているとのことでした。建築住宅課のほうからは、応急仮設住宅の供与期限が来年の平成31年3月末までということになっておりますので、その防球ネット自体も、その時期に合わせて、建物とともに今後撤去されるのではないかと回答でございました。

■高田委員

今の歩道橋の件ですが、基本的には、修繕ですが、あくまでも早期に改修をして頂きたいということなのです。担当課へその旨を伝えてください。また、前回のイノシシの件については、文書等で報告はないのでしょうか。

■事務局

担当課である生活環境課より今後、文書で回答いたします。

■廣瀬委員

歩道橋については、あそこにベニヤ板を張って修繕してほしいという要望ではないんですね。事故後10年間放置していますが、ベニヤを張ってそれで終わりではなく、改修を希望しているということをお伝え願います。

■山城委員：

私も2件ありまして、歩道橋のベニヤはですね、まず1年でまた腐敗してしまいます。やはり皆さんの仰る通りに改修すべきだと思います。また、ネットの件

ですが、一回失敗しているなので、同じことを繰り返すのではなく、県税を使うにしても、市民税を使うにしても、お金の無駄になりますので、何かあって失敗した際にはそれを改善するためにどうするかということを真剣に考えて頂きたいと思います。

■会長

これで今年度の地域協議会は最後となりますので、事務局より挨拶をいただきたいと思います。

5 閉会

■事務局

(挨拶)

■会長

(挨拶)

■事務局

以上をもちまして、第7回の地域協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。